

二戸労基署ニュース

◇新年度の準備はお済みですか！

4月から年度が変わり、人事異動や新規採用者等を迎えて、新しい体制となる職場がたくさんあると思います。スムーズに仕事を進めるため、以下の事項の徹底をお願いします。

1. 新規採用者に対する対応

新たに労働者を雇入れるときは、①賃金、労働時間、その他の労働条件について書面を交付して示すこと、②雇入れ時の安全衛生教育の実施、③雇入れ時の健康診断を実施しなければなりません。

不要なトラブルや労働災害発生の防止のために、最初に労働条件や会社の決まり、仕事の安全確保などについて、きちんと伝えておく必要があります。

(1)労働条件については、書面により通知を行う必要があります。(※裏面様式参照1)

- ①労働契約の期間 ②就業の場所・従事すべき業務の内容 ③労働時間に関する事項
- ④賃金の決定、計算・支払の方法及び賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む）

(2)労働者を雇い入れたときは、次の事項について、安全衛生教育を行う必要があります。

- ①機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法 ②安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱い方法 ③作業手順 ④作業開始時の点検 ⑤業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防 ⑥整理、整頓・清潔の保持 ⑦事故時等における応急措置及び退避 ⑧その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項

2. 協定届などの届出と周知

労働時間関係の届出書類には、①時間外労働などを行うために必要な「**時間外休日労働に関する協定届**」、②年間カレンダーを作成して法定労働時間を達成するための「**1年単位の変形労働時間制に関する協定届**」など、有効期間が1年であるため、毎年届出が必要なものがあります。年度末で有効期間が終了する場合は、届出をお忘れなく。

◇「労働災害発生状況」

1. 平成27年(1月～12月) (28年2月末集計分速報値)

- ・死亡労働災害： 3件(前年同期比 +3件)
- ・休業四日以上： 130件(前年同期比 -1件)

2. 平成28年2月

- ・死亡労働災害： 1件(前年同期比 +1件)
- ・休業四日以上： 18件(前年同期比 +3件)



